治験・製造販売後臨床試験に係る経費の算定について (2019年10月16日施行)

	主な変更事項	変更内容
「治験・製造販売 後臨床試験に係 る経費の算定に ついて		表上の脱落症例費より「観察期」及び金額「93,600円」を削除
	Ⅲ. 脱落症例に対する算定・請求方法	算定方法:「同意を取得し、かつ契約症例としてカウントされるまでに 脱落した症例について、症例報告書が発生する場合の費用、症例報 告書が発生しない場合の費用をそれぞれ算出する。」の文言追記。
	Ⅲ. 改正前の契約の取り扱いに ついて	施行日を「2019年5月16日」から「2019年10月16日」に変更
脱落症例の算出 基準(別添2)	脱落症例費(症例報告書が発生 する場合)	「60, 000円/1症例あたり」から「脱落ポイント×4, 500円」に変更
その他の算出基準 (別添3)	被験者負担軽減費	欄外に以下文言を追加 注)被験者負担軽減費については、基準額は上記のとおりとするが、 治験計画や対象疾患等により協議の上、変更できるものとし、治験審 査委員会で承認された場合において基準額からの変更を適用する。
臨床試験研究経 費ポイント算出 表	治験·医薬品 治験·医療機器 製造販売後臨床試験	それぞれ脱落ポイント算出欄を追加